

# 青森県報

第五百九号

令和四年  
九月九日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

○鳥獣捕獲等事業の変更の認定……………	(自然保護課) ……	一
○難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定	が生活習慣病	一
○難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の氏名、主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名の変更の届出……………	(同) ……	二
○介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………	(高齢福祉保険課) ……	二
○家畜人工授精講習会の開催……………	(畜産課) ……	三
○青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………	(会計管理課) ……	三
<b>出先機関</b>		
○土地改良区の定款変更の認可……………	(東青地域県民局) ……	三
○土地改良区の役員の就任……………	(中南地域県民局) ……	三
○土地改良区の定款変更の認可……………	(同) ……	三
○右 ……	(同) ……	四
○土地改良区の役員の退任……………	(西北地域県民局) ……	四
○土地改良区の役員の就任……………	(上北地域県民局) ……	四
○土地改良区の役員の就任及び退任……………	(同) ……	四
○土地改良区の定款変更の認可……………	(同) ……	五

○右 …… (同) …… 五

正 誤

○令和四年七月十五日定例選挙管理委員会中…………… (選挙管理委員会事務局) …… 五

## 告 示

### 青森県告示第四百八十九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第十八条の七第一項の規定により次のとおり鳥獣捕獲等事業の変更の認定をしたので、同条第二項において準用する同法第十八条の五第二項の規定により公示する。

令和四年九月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 変更認定年月日

令和四年九月一日

二 認定鳥獣捕獲等事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 名称及び住所

一般社団法人青森県猟友会

青森市本町五丁目五の二一

2 代表者の氏名

豊田 重男

### 青森県告示第四百九十号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第六条第一項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成二十六年厚生労働省令第百二十一号)第二十一条第一号の規定により公表する。

令和四年九月九日

青森県知事 三 村 申 吾

区指定医の区分氏名	氏名	名称	所在地	診療科	担当する	指定期日
難病指定	田中 龍彦	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	小児科		四・八・九
難病指定	渡部 裕介	田子町国民健康保険診療所	三戸郡田子町大字田子前田二の一七	内科		四・八・一
難病指定	竹内 章夫	十和田市立中央病院	十和田市西十二番町一四の八	外科		四・七・二八
協力難病指定医	小山内 秀二	おさないクリニック	青森市大字平新田字森越二二三の六	内科		四・七・八
難病指定	小村 俊博	十和田市立中央病院	十和田市西十二番町一四の八	外科		四・七・五
難病指定	佐藤 元哉	さとう眼科クリニック	むつ市緑ヶ丘三五の一	眼科		令和 三・七・二〇

青森県告示第四百九十一号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第十九条の規定により、次のとおり指定医から氏名、主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名を変更した旨の届出があったので、同令第二十一条第二号の規定により公表する。

令和四年九月九日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	指定医の区分氏名	名称	所在地	診療科名	変更年月日
		主として指定難病の診断を行う医療機関		担当する	

青森県告示第四百九十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

令和四年九月九日

青森県知事 三 村 申 吾

変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
難病指定医	難病指定医	難病指定医	難病指定医	難病指定医	難病指定医
四ツ谷 千尋	三橋 千尋	竹森 弘光	立田 卓登	立田 卓登	立田 卓登
中泊町国民健康保険小泊診療所	青森県立中央病院	社団法人慈恵会青森恵会病院	弘前大学医学部附属病院	弘前大学医学部附属病院	弘前大学医学部附属病院
北津軽郡中泊町大字小泊朝間一の二五	青森市東造道二丁目一の一	青森市大字安田一字近野一四六の	弘前市大字本町五三	弘前市大字本町五三	弘前市大字本町五三
内科	リウマチ膠原病内科	リウマチ科	消化器内科、血液内科	消化器内科、血液内科	消化器内科、血液内科
令和 四・七・七	四・八・一	四・八・一	四・八・八	四・八・八	四・八・八

指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービス事業の種類	名称	所在地	廃止の届出年月日	廃止年月日
川原市社会福祉協議会	五所川原市字鎌谷町五〇二の五	五所川原市字鎌谷町五〇二の五	訪問介護	五所川原市社会福祉協議会	五所川原市字相内二七三	令和 四・七・二九	令和 四・九・一

青森県告示第四百九十三号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項の規定により家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会を次のとおり開催するので、青森県家畜人工授精講習会等開催要綱（昭和五十六年十二月青森県告示第五十七号）第二条第二項の規定により告示する。

令和四年九月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催期間

令和四年十一月七日から同月三十日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

二 開催場所

地方独立行政法人青森県産業技術センター畜産研究所（上北郡野辺地町）

三 講習人員及び受講対象者

十五人。ただし、牛について家畜人工授精講習会修業試験に合格した者又は家畜人工授精師の免許を有する者に限る。

四 対象家畜

牛

五 受講申請手続

受講希望者は、受講願書に関係書類を添えて令和四年十月十一日までに所轄の地域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所長に提出すること。

六 その他

1 受講願書の用紙は、青森県農林水産部畜産課及び所轄の地域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所で交付する。

2 その他詳細については、青森県農林水産部畜産課又は所轄の地域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所に問い合わせること。

青森県告示第四百九十四号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

令和四年九月九日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

東奥信用金庫松原支店

弘前市大字松原西三丁目

を削る。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、奥内土地改良区の定款の変更を令和四年七月十四日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和四年九月九日

東青地域県民局長 下井田 幸 喜

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、六羽川土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和四年九月九日

中南地域県民局長 澁 谷 俊 樹

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の年月日
理 事	佐々木 勇司	南津軽郡大鰐町大字八幡館字豊田三	令和四・六・六

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、杭止

堰土地改良区の定款の変更を令和四年六月十七日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和四年九月九日

中南地域県民局長 澁谷俊樹

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、鬼沢柗木土地改良区の定款の変更を令和四年七月二十九日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和四年九月九日

中南地域県民局長 澁谷俊樹

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、鳴沢土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和四年九月九日

西北地域県民局長 宇野武

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退 任 の 年 月 日
理 事	神 宣雄	西津軽郡鰹ヶ沢町大字湯舟町字七尾二七	令和四・六・三

土地改良区の役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、下砂土路土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和四年九月九日

上北地域県民局長 石橋豊

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 の 年 月 日
理 事	新山 忠幸	上北郡東北町大字大浦字明堂向七七	令和四・四・三

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、下砂土路土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和四年九月九日

上北地域県民局長 石橋豊

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理 事	千葉 政志	上北郡東北町大字大浦字井尻一四の一	令和四・四・二就任
〃	榊 良彦	〃	〃
〃	小笠原 晶一	〃	〃
〃	小笠原 秀男	〃	〃
〃	沼山 一	〃	〃
〃	沼山 尚弘	〃	〃
〃	沼田 貞美	〃	〃
〃	大坂 真治	〃	〃
監 事	市川 英一郎	〃	〃
〃	小笠原 信夫	〃	〃
〃	尾形 勉	〃	〃

理事	千葉 政志	上北郡東北町大字大浦字井尻一四の一	令和 四・四・二〇退任
〃	榎 良彦	字南家裏三六	〃
〃	新山 尚弘	字井尻九八	〃
〃	小笠原 晶一	字向山二八の二	〃
〃	小笠原 秀男	字家ノ裏二二の二	〃
〃	沼山 一	字館野八の一	〃
〃	新山 忠幸	字明堂向七七	〃
〃	小笠原 強	字館野八八の一	〃
〃	沼田 貞美	字沼端五七の一	〃
〃	竹内 正義	字東道ノ上三一	〃
監事	市川 英一郎	字館野三〇	〃
〃	小笠原 信夫	字中久根下九七	〃
〃	小笠原 勝彦	五五	〃
〃	の〃	の〃	〃

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、土場川土地改良区の定款の変更を令和四年六月十三日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和四年九月九日

上北地域県民局長 石 橋 豊

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、下砂土路土地改良区の定款の変更を令和四年六月二十一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和四年九月九日

上北地域県民局長 石 橋 豊

正 誤

選挙管理委員会事務局

令和四年 八月二十五号	発行年月日	青森県選挙管理委員会告示	区分	第四九号	番号	八	ページ	上	段	七	行	三の表中	誤	五の表中	正
----------------	-------	--------------	----	------	----	---	-----	---	---	---	---	------	---	------	---

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円